

保育所給食調理業務委託費

専決処分を 否決

第4保育所の給食調理を平成28年度から30年度まで業務委託するための補正予算4272万9000円の債務負担行為を、専決処分により処理したことが報告され、承認を求められましたが、議会はこれを賛成少数で不承認としました。

主な質疑

Q なぜ、給食調理を業務委託に変更することを議会に報告しなかったのか。大きな政策転換であり、まさに議会無視である。

A 学校給食センターの調理業務が民間委託され、保育所も同じ考えで進めることになっていたが、議会への説明が足りなかった。

Q 3年間の債務負担行為にした理由は。

A 専門的な調理員を確保し、安定的・継続的に給食を提供するために3年間と判断した。

Q 専決処分は、地方自治法で「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないとき」に認められているが、議会を開く時間がなかったのか。

A 2月8日に臨時会があり、直後に臨時会を再度開くことはあまりにも忍びないと判断し躊躇して

しまった。また、4月1日から給食調理業務委託を開始するには、2月10日の専決処分がぎりぎりの日程だった。

Q 議会が専決処分を承認しない場合でも事業を進めるのか。

A ぜひ承認いただきたいが、承認されない場合でも緊急性を考えて事業を進めさせていた。今後は議会に説明をしながら進めていく。

反対です

この給食調理業務委託は、3年間で4272万9000円にも及ぶ債務負担行為であり、専決処分で行うべきものではなく、議会が開けないほど緊急性があったとも言えない。よって、この専決処分は承認できないので反対する。
(石川眞男議員)

【表決】不承認

(賛成少数・賛成4・反対11)

※平成28年3月9日、町長から専決処分の不承認に伴う措置として、地方自治法第179条第4項の規定に基づき議会に説明と報告があり、同内容が町ホームページにも掲載されました。

用語説明

「専決処分」とは

「専決処分」とは、議会の権限に属する事項について、議会の議決を経ずに、町長が議会にかわって意思決定を行うこととす。専決処分をすれば、議会が議決したのと全く同じ法律効果が発生します。



「債務負担行為」とは

予算は単一年度で完結するのが原則ですが、1つの事業や事務が単年度で終了せずに後の年度においても「負担」支出をしなければならぬ場合には、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておくことを「債務負担行為」といいます。

